

○道路交通法第108条の2第1項及び第2項に規定する講習の実施について（通達）

平成18年4月1日

広交企第585号警察本部長

改正 平成19年4月広警務第796号

平成19年6月広交企第785号

平成20年3月広交企第358号

平成20年5月広運教第338号

平成21年3月広警務第448号

平成21年5月広運教第428号

平成21年10月広運免第1421号

平成22年3月広運教第186号

平成25年1月広運教第122号

平成25年8月広警務第1257号

平成27年5月広交企第1178号

平成29年3月9日

平成30年3月8日

令和4年5月9日

令和5年6月29日

各部長・参事官

各所属長

道路交通法第108条の2第1項及び第2項に規定する講習については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及び広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）に定めるもののほか、この通達に定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、部下職員に周知させ、事務処理上誤りのないようにされたい。

1 定義

次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 安全運転管理者等講習 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）

第108条の2第1項第1号に規定する講習をいう。

(2) 取消処分者講習 法第108条の2第1項第2号に規定する講習をいう。

- (3) 停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。
- (4) 大型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習で大型車に係るものをいう。
- (5) 中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習で中型車に係るものをいう。
- (6) 準中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習で準中型車に係るものをいう。
- (7) 普通車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習で普通車に係るものをいう。
- (8) 大型二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する講習で大型二輪車に係るものをいう。
- (9) 普通二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する講習で普通二輪車に係るものをいう。
- (10) 原付講習 法第108条の2第1項第6号に規定する講習をいう。
- (11) 旅客車講習 法第108条の2第1項第7号に規定する講習をいう。
- (12) 応急救護処置講習 法第108条の2第1項第8号に規定する講習をいう。
- (13) 指定自動車教習所職員講習 法第108条の2第1項第9号に規定する講習をいう。
- (14) 初心運転者講習 法第108条の2第1項第10号に規定する講習をいう。
- (15) 更新時講習 法第108条の2第1項第11号に規定する講習をいう。
- (16) 高齢者講習 法第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。
- (17) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に規定する講習をいう。
- (18) 若年運転者講習 法第108条の2第1項第14号に規定する講習をいう。
- (19) 特定小型原動機付自転車運転者講習 法第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。
- (20) 自転車運転者講習 法第108条の2第1項第16号に規定する講習をいう。
- (21) 特定任意講習 法第108条の2第2項に規定する講習で、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条に定める基準に適合する講習をいう。

2 講習を行う場所

講習は、次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、右欄に掲げる場所において行うものとする。ただし、これらの場所において講習を行うことができないと認められる理由があるときは、講習を行うために必要な構造及び設備を有する他の場所において行うことができるものとする。

講習の区分	講習を行う場所
-------	---------

安全運転管理者等講習	広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が講習の実施を委託する者の定める施設
取消処分者講習	広島県運転免許センター及び道路 広島県東部運転免許センター及び道路 公安委員会が指定する取消処分者講習を行う者の定める施設及び道路
停止処分者講習	広島県運転免許センター 広島県東部運転免許センター
大型車講習	公安委員会が講習の実施を委託する者の定める施設及び道路
中型車講習	
準中型車講習	
普通車講習	
大型二輪車講習	
普通二輪車講習	
応急救護処置講習	
原付講習	
旅客車講習	
指定自動車教習所職員講習	広島県運転免許センター 広島県東部運転免許センター
初心運転者講習	公安委員会が指定する初心運転者講習を行う者の定める施設及び道路
更新時講習	広島県運転免許センター 広島県東部運転免許センター 警察署（広島中央警察署，広島東警察署，広島西警察署，広島南警察署，安佐南警察署，安佐北警察署，佐伯警察署，廿日市警察署，福山東警察署，福山西警察署及び尾道警察署を除く。） 呉警察署音戸分庁舎，竹原警察署大崎上島分庁舎及び尾道警察署因島分庁舎 山県警察署千代田交番，福山北警察署油木交番及び庄原警察署東城交番

高齢者講習	広島県運転免許センター 広島県東部運転免許センター 広島県自動車運転免許三次試験場 公安委員会が講習の実施を委託する者の定める施設及び道路
違反者講習	広島県運転免許センター及び道路 公安委員会が講習の実施を委託する者の定める施設及び道路
若年運転者講習	広島県運転免許センター及び道路 広島県東部運転免許センター及び道路 公安委員会が指定する若年運転者講習を行う者の定める施設及び道路
特定小型原動機付自転車運転者講習	公安委員会が別に定める施設及び道路
自転車運転者講習	
特定任意講習	公安委員会が講習の実施を委託する者の認める講習に適した施設

3 講習科目等

講習科目, 講習時間及び講習方法は, 別表第1から別表第18までに定めるところによる。

別表第1 (3 関係)

安全運転管理者等講習

講習科目	講習時間 (分)	講習方法
法令の知識	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
安全運転のための知識	120	
安全運転管理についての心構え及び方法	120	
交通事故と賠償	60	
計	360	

備考 講習時間は, 安全運転管理者等に係る自動車の使用の本拠の規模, 安全運転管理者等としての経験に応じ, 道路交通法施行規則第38条第1項第3号に規定する範囲内において変更することができる。

別表第2（3関係）

取消処分者講習

その1 一般の講習（四輪車）用

日	講習科目	講習時間（分）	講習方法
第一 日目	運転適性検査	60	講習の目的及び日程を簡単に説明した後行う。
	導入	60	講習の目的及び方法の説明並びに講師及び受講者の自己紹介を行う。
	性格と運転の概説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	運転適性診断結果による指導及び助言	120	運転適性診断票を用いて行う。
	運転技能の診断	120	現に仮免許を保有する者にあつては道路において、非保有者にあつてはコースにおいて、普通乗用自動車を用いて行う。
第二 日目	危険予知運転の解説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	道路又はコースでの技能診断	150	現に仮免許を保有する者にあつては道路において、非保有者にあつてはコースにおいて、普通乗用自動車を用いて行う。
	安全運転実行のための指導及び助言	90	運転適性診断票及び運転技能診断票を用いて行う。
	講習から得られるものは何か	60	質疑応答を行った後、感想文を作成させる。
計		780	

その2 一般の講習（二輪車）用

日	講習科目	講習時間（分）	講習方法
第一 日目	運転適性検査	60	講習の目的及び日程を簡単に説明した後行う。
	導入	60	講習の目的及び方法の説明並びに講師及び受講者の自己紹介を行う。
	運転技能の診断（1—1）	60	大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（スクータータイプ）

			を用いて行う。
	性格と運転の概説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	運転技能の診断（1―2）	60	大型自動二輪車，普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（スクータータイプ）を用いて行う。
	運転適性・技能診断結果による指導及び助言	120	運転適性診断票及び運転技能診断票を用いて行う。
第二 日目	運転技能の診断(2)	150	大型自動二輪車，普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（スクータータイプ）を用いて行う。
	危険予知運転の解説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	安全運転実行のための指導 及び助言	90	運転適性診断票及び運転技能診断票を用いて行う。
	講習から得られるものは何か	60	質疑応答を行った後，感想文を作成させる。
計		780	

その3 飲酒取消講習（四輪車）用

日	講習科目	講習時間（分）	講習方法
第一 日目	呼気検査・運転適性検査	70	講習の目的及び日程を簡単に説明し，直ちに呼気検査及び運転適性検査を行う。
	導入	40	講習の目的及び方法の説明並びに講師及び受講者の自己紹介を行う。
	性格と運転の概説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	運転技能の診断	90	現に仮免許を保有する者にとっては道路において，非保有者にとってはコースにおいて，普通乗用自動車を用いて行う。
	運転適性診断結果による指導 及び助言	60	運転適性診断票を用いて行う。
	アルコールスクリーニング テスト	10	アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）を行う。

	ブリーフ・インターベンション①	90	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行うとともに、ワークブックを記載させる。
第二 日目	呼気検査	10	呼気検査を行う。
	危険予知運転の解説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	道路又はコースでの技能診断	60	現に仮免許を保有する者にあつては道路において、非保有者にあつてはコースにおいて、普通乗用自動車を用いて行う。
	安全運転実行のための指導及び助言	60	運転適性診断票及び運転技能診断票を用いて行う。
	ブリーフ・インターベンション②	60	ワークブックの記載内容及び目標達成状況の確認を行う。
	ディスカッション	50	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行う。
	講習から得られるものは何か	60	質疑応答を行った後、感想文を作成させる。
計		780	

その4 飲酒取消講習（二輪車）用

日	講習科目	講習時間（分）	講習方法
第一 日目	呼気検査・運転適性検査	70	講習の目的及び日程を簡単に説明し、直ちに呼気検査及び運転適性検査を行う。
	導入	40	講習の目的及び方法の説明並びに講師及び受講者の自己紹介を行う。
	性格と運転の概説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	運転技能の診断(1)	90	大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車(スクータータイプ)を用いて行う。
	運転適性診断・技能診断結果による指導及び助言	60	運転適性診断票及び運転技能診断票を用いて行う。
	アルコールスクリーニング	10	アルコールスクリーニングテスト

	テスト		(AUDIT)を行う。
	ブリーフ・インターベンション①	90	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行うとともに、ワークブックを記載させる。
第二	呼気検査	10	呼気検査を行う。
日目	危険予知運転の解説	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	運転技能の診断(2)	60	大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車(スクータータイプ)を用いて行う。
	安全運転実行のための指導及び助言	60	運転適性診断票及び運転技能診断票を用いて行う。
	ブリーフ・インターベンション②	60	ワークブックの記載内容及び目標達成状況の確認を行う。
	ディスカッション	50	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行う。
	講習から得られるものは何か	60	質疑応答を行った後、感想文を作成させる。
計		780	

別表第3（3関係）

停止処分者講習

その1 四輪運転者用

講習科目	講習時間（分）			講習方法
	短期の者	中期の者	長期の者	
受講者心得の説明	30	60	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
道路交通の現状	(30)	(60)	(60)	
交通事故の実態				
運転者の社会的立場				
安全運転の心構え				
安全運転の基礎知識	90	150	150	
道路交通法令の知識	(20)	(30)	(30)	
及び安全運転の方法				

事故事例研究に基づく安全運転の方法		60 (60)	120 (120)	受講者に発表又は討議をさせる。
講習対象者別に必要な安全運転の知識	(90)	(120)	(120)	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
運転適性についての診断と指導①	180 (160)	120 (120)	120 (120)	筆記及び運転適性検査器材による診断の結果に基づいて個別に行う。
運転適性についての診断と指導②		120 (120)	150 (150)	普通乗用自動車運転させるとともに、運転シミュレーターの操作を行わせ、その診断結果に基づいて個別に行う。
面接指導	30 (30)	60 (60)	90 (90)	個別に面接し、又はグループ討議をさせる。
考査	30 (30)	30 (30)	30 (30)	筆記試験を実施し、終了後に正解を説明する。
計	360 (360)	600 (600)	720 (720)	

備考 講習時間（分）欄の（ ）内の数字は、飲酒運転、速度違反等の危険性についての指導を必要とする者への講習を行う場合における講習時間を示す。

その２ 二輪運転者用

講習科目	講習時間（分）			講習方法
	短期の者	中期の者	長期の者	
受講者心得の説明	30 (30)	60 (60)	60 (60)	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
道路交通の現状				
交通事故の実態				
運転者の社会的立場				
安全運転の心構え				
安全運転の基礎知識	90	150	150	
道路交通法令の知識	(20)	(30)	(30)	
及び安全運転の方法				

事故事例研究に基づく安全運転の方法		60 (60)	120 (120)	受講者に発表又は討議をさせる。
講習対象者別に必要な安全運転の知識	(90)	(120)	(120)	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
運転適性についての診断と指導①	180 (160)	120 (120)	120 (120)	筆記及び運転適性検査器材による診断の結果に基づいて個別に行う。
運転適性についての診断と指導②		120 (120)	150 (150)	普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（スクータータイプ）を運転させるとともに、運転シミュレーターの操作を行わせ、その診断結果に基づいて個別に行う。
面接指導	30 (30)	60 (60)	90 (90)	個別に面接し、又はグループ討議をさせる。
考査	30 (30)	30 (30)	30 (30)	筆記試験を実施し、終了後に正解を説明する。
計	360 (360)	600 (600)	720 (720)	

備考 講習時間（分）欄の（ ）内の数字は、飲酒運転、速度違反等の危険性についての指導を必要とする者への講習を行う場合における講習時間を示す。

別表第4（3関係）

大型車講習、中型車講習及び準中型車講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
貨物自動車の特性を理解した運転	60	コースにおいて、大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を用いて、貨物の荷重が運転に与える影響等について理解させる。
危険を予測した運転	60	道路において、大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転させ、又は運転シミュレーターの操

		作を行わせる。
危険予測ディスカッション	60	実技走行を踏まえて、討議をさせる。
夜間の運転	60	道路若しくはコースにおいて、大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転させ、又は運転シミュレーターを操作させる。
悪条件下の運転		
計	240	

別表第5（3関係）

普通車講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
危険を予測した運転	60	道路又はコースにおいて、普通乗用自動車を用いて行う。
危険予測ディスカッション	60	実技走行を踏まえて、討議をさせる。
高速道路での運転に必要な知識	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
高速道路での運転に必要な技能	60	高速道路において、普通乗用自動車を用いて行う（運転シミュレーターを用いて行うこともできる。）。
計	240	

別表第6（3関係）

大型二輪車講習及び普通二輪車講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
危険を予測した運転	60	運転シミュレーターを用いて行う。
危険予測ディスカッション	60	運転シミュレーターの操作を踏まえて、討議をさせる。
二人乗り運転に関する知識		教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
ケース・スタディ（交差点）	60	コースにおいて、大型自動二輪車又は普通自動二輪車を用いて行う（運転シミュレーターを用いて行うこともでき
交通の状況及び道路環境に応じた運転		

		る。) 。
計	180	

別表第 7 (3 関係)

原付講習

講習科目	講習時間 (分)	講習方法
基本操作	30	準備体操, ヘルメットの着用方法及び正確な操作・手順について指導を行う。
基本走行	50	一般原動機付自転車 (スクータータイプ) を用いて行う。
応用走行	50	
安全運転の知識	50	教本, 視聴覚教材及び運転適性検査用紙を用いて講義を行う。
計	180	

別表第 8 (3 関係)

旅客車講習

講習科目	講習時間 (分)	講習方法
危険を予測した運転	120	道路において, 大型乗用自動車, 中型乗用自動車若しくは普通乗用自動車を運転させ, 又は運転シミュレーターの操作を行わせる。
危険予測ディスカッション	60	実技走行を踏まえて, 討議をさせる。
夜間の運転	60	道路若しくはコースにおいて, 大型乗用自動車, 中型乗用自動車若しくは普通乗用自動車を運転させ, 又は運転シミュレーターを操作させる。
悪条件下の運転	60	
身体障害者等への対応	60	コースその他の設備において, 実習をさせる (実習の一部について, 視聴覚教材を用いて行うこともできる。) 。
計	360	

別表第 9 (3 関係)

応急救護処置講習

その 1 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 普通自動車免許, 大型自動

二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けようとする者に対するもの

講習科目	講習時間（分）	講習方法
応急救護処置の意義	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
実施上の留意事項		
救急体制		
応急救護処置の基礎知識		
応急救護処置の基本	120	指導員の実演により行う。
応急救護処置の実践		模擬人体装置を用いて行う。
まとめ		交通事故の現場で活用できるよう訓練の継続を指導する。
計	180	

その２ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対するもの

講習科目	講習時間（分）	講習方法	
応急救護処置の意義	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。	
実施上の留意事項			
救急体制			
具体的な実施要領			
各傷病者に対する対応	60	指導員の実演及び模擬人体装置を用いた実技訓練により行う。	
まとめ			
傷病者の観察・移動	60		指導員の実演及び模擬人体装置を用いた実技訓練により行う。
体位管理			
心肺蘇生法	120	指導員の実演及び模擬人体装置を用いた実技訓練により行う。	
気道異物除去			
止血法			
包帯法	60		指導員の実演及び模擬人体装置を用いた実技訓練により行う。
固定法			
計	360		

別表第10（３関係）

指定自動車教習所職員講習

その１ 教習指導員

講習科目	講習時間（分）	講習方法
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
自動車教習所に関する法令等についての知識	60	
教習指導員として必要な教育についての知識	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行うとともに、討議をさせる。
教習指導員として必要な自動車の運転技能	240	自動車をを用いて実習をさせる。
技能教習の方法		教本、自動車及び運転シミュレーターを用いて実習をさせる。
学科教習の方法	120	教本、自動車の構造見本及び視聴覚教材を用いて実習をさせる。
計	540	

その2 技能検定員

講習科目	講習時間（分）	講習方法
教則の内容となっている事項	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
自動車教習所に関する法令等についての知識	60	
技能検定の実施に関する知識	240	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行うとともに、討議をさせる。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識		
技能検定員として必要な自動車の運転技能	240	教本及び自動車をを用いて実習をさせる。
自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法		
計	600	

その3 副管理者

講習科目	講習時間（分）	講習方法
自動車教習所に関する法令等についての知識	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。

自動車教習所の管理に関する知識		
教育理論等	60	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行い，又は討議をさせる。
教習所の管理と監督	120	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
事務処理要領	120	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行うとともに，討議をさせる。
計	360	

備考

- その１，その２及びその３とも，講習時間は，特別の事情がある場合は，道路交通法施行規則第38条第９項第２号に規定する範囲内において変更することができる。
- その３において「副管理者」とは，卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり，かつ，管理者を直接補佐する指定自動車教習所の職員をいう。

別表第11（３関係）

初心運転者講習

その１ 準中型自動車・普通自動車・大型自動二輪車・普通自動二輪車

講習科目	講習時間（分）	講習方法
安全運転知識の向上	60	視聴覚教材を用いた講義，運転適性検査及び面談を行う。
コースにおける運転演習	60	準中型自動車免許対象者は準中型貨物自動車，普通自動車免許対象者は普通乗用自動車，大型自動二輪車免許対象者は総排気量700cc以上の大型自動二輪車を，AT限定大型自動二輪車免許対象者は総排気量600cc以上650cc以下の大型自動二輪車を，普通自動二輪車免許対象者は総排気量300cc以上400cc以下の普通自動二輪車を，小型限定普通自動二輪車免許対象者は総排気量90cc以上125cc以下の普通自動二輪車をそれぞれ用いて行う。
道路における運転演習	120	

危険予知訓練	120	シミュレーション技法を用いて安全運転 討議をさせるとともに、視聴覚教材を用い て講義を行う。
新たな心構え	60	視聴覚教材を用いて講義を行うととも に、感想文を作成させる。
計	420	

その2 一般原動機付自転車

講習科目	講習時間（分）	講習方法
安全運転意識の向上	30	視聴覚教材を用いた講義，運転適性検査 及び面談を行う。
コースにおける運転演習	50	一般原動機付自転車（スクータータイ プ）を用いて行う。
道路における運転演習	40	一般原動機付自転車（スクータータイ プ）を用いて行う。 なお，道路における運転演習を行うこと が不適当な者は，コースにおいて一般原動 機付自転車特別訓練を行う。
危険予知訓練	80	シミュレーション技法を用いて安全運 転討議をさせるとともに，視聴覚教材を用 いて講義を行う。
新たな心構え	40	視聴覚教材を用いて講義を行うととも に，感想文を作成させる。
計	240	

別表第12（3関係）

更新時講習

その1 優良運転者に対する講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
道路交通の現状と交通事故の実 態	10	教本及び視聴覚教材を用いて講義 を行う。
運転者の心得と義務	10	
安全運転の知識	10	

計	30
---	----

その2 一般運転者に対する講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
道路交通の現状と交通事故の実態	10	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
運転者の心構えと義務	10	
安全運転の知識	20	
運転適性についての診断と指導	20	運転適性検査用紙を用いて行う。
計	60	

その3 違反運転者等に対する講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
道路交通の現状と交通事故の実態	10	教本及び資料を用いて講義を行う。
運転者の心構えと義務	10	
安全運転の知識	40	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行い、又は討議をさせる。
運転適性及び運転技能についての診断及び指導	60	教本及び運転適性検査用紙を用いて行う。
計	120	

別表第13（3関係）

高齢者講習及び臨時高齢者講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
道路交通の現状と交通事故の実態	30	教本、視聴覚機材等を用いて、講義を行う。
運転者の心構え		
安全運転の知識		
運転適性についての指導①	30	運転適性検査器材による検査を行い、その結果に基づく指導を行う。
運転適性についての指導②	60	普通自動車による課題走行を行わせ、運転技能を客観的に評価して受講者ごとに個別に安全指導を行う。

計	120
---	-----

備考 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者をいう。）は、「運転適性についての指導②」を行わないものとする。

別表第14（3関係）

違反者講習

その1 四輪運転者用

講習科目		講習時間（分）	講習方法
共通科目	受講者心得の説明	110	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
	道路交通の現状		
	交通事故の実態		
	運転者の社会的立場		
	安全運転の心構え		
	安全運転の基礎知識		
	道路交通法令の知識及び安全運転の方法		
	事故事例研究に基づく安全運転の方法	30	受講者に発表又は討議をさせる。
	運転適性についての診断と指導①	40	筆記又は運転適性検査器材による診断に基づいて個別に行う。

○ 社会参加活動を含む講習

社会参加活動	150	活動内容に応じ、必要な資器材を用いて行う。
講習によって得られたものについて	30	感想文を作成させる。
講習時間合計	360	

○ 社会参加活動を含まない講習

運転適性についての診断と指導②	120	普通乗用自動車の運転又は運転シミュレーターの操作を行わせ、その診断結果に基づいて個別に行う。
-----------------	-----	--

面接指導	30	個別に面接し，又はグループ討議をさせる。
講習によって得られたものについて	30	感想文を作成させる。
講習時間合計	360	

その2 二輪運転者用

講習科目		講習時間（分）	講習方法
共通科目	受講者心得の説明	110	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
	道路交通の現状		
	交通事故の実態		
	運転者の社会的立場		
	安全運転の心構え		
	安全運転の基礎知識		
	道路交通法令の知識及び安全運転の方法		
	事故事例研究に基づく安全運転の方法	30	受講者に発表又は討議をさせる。
	運転適性についての診断と指導①	40	筆記又は運転適性検査器材による診断に基づいて個別に行う。

○ 社会参加活動を含む講習

社会参加活動	150	活動内容に応じて，必要な資器材を用いて行う。
講習によって得られたものについて	30	感想文を作成させる。
講習時間合計	360	

○ 社会参加活動を含まない講習

運転適性についての診断と指導②	120	普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（スクータータイプ）を運転させるとともに，運転シミュレーターの操作を行わせ，その診断結果に基づいて個別に行う。
-----------------	-----	---

面接指導	30	個別に面接し，又はグループ討議をさせる。
講習によって得られたものについて	30	感想文を作成させる。
講習時間合計	360	

備考 その1，その2とも，運転適性検査器材の使用又は運転シミュレーターの操作による診断と指導を行う場合は，「事件事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し，運転適性検査器材の使用及び運転シミュレーターの操作による診断と指導を行う場合は，「事件事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

別表第15（3関係）

若年運転者講習

日	講習科目	講習時間（分）	講習方法
第1 日 目	運転適性検査	60	講習の目的及び日程を簡単に説明した後行う。
	技能録画①（実車）	60	講習生の運転姿勢等について映像を記録する。
	性格と運転の概説（座学）	60	視聴覚教材を用いて講義を行う。
	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①（座学）	60	運転適性診断票及び技能録画①で録画した映像を用いて行う。
	安全運転のための指導①（実車）	60	普通乗用自動車を用いて行う。
第2 日 目	技能録画②（実車）	60	講習生の運転姿勢等について映像を記録する。
	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②（座学）	60	運転適性診断票及び技能録画②で録画した映像を用いて行う。
	安全運転のための指導②（実車）	60	普通乗用自動車を用いて行う。

講習全体の振り返り（座学）	60	質疑応答を行った後、感想文を作成させる。
計	540	

別表第16（3関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
オリエンテーション	5	講習についての説明を行う。
テスト	20	交通ルール等に関する小テストを行う。
体験談紹介（被害者及び被害者遺族等）	15	危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明を行う。
事例紹介疑似体験	20	受講者が犯しやすい違反行為が要因の事例紹介を行う。 交通違反の危険性の疑似体験をさせる。
体験談紹介（特定小型原動機付自転車運転者）	15	特定小型原動機付自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明を行う。
交通ルール遵守の徹底	20	交通ルール遵守の徹底について説明する。
個人ワーク討議等	40	受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習を行う。 学習シートに基づく討議・指導を行う。
再検査	10	交通ルール等の理解度に関する小テストを再度行う。
総括	35	感想文を作成させる。
計	180	

別表第17（3関係）

自転車運転者講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
------	---------	------

オリエンテーション	5	講習についての説明を行う。
テスト	20	交通ルール認知に関する小テストを行う。
体験談紹介（被害者及び被害者遺族）	15	危険行為を巻き起こした交通事故の悲惨さの説明を行う。
事例紹介疑似体験	20	受講者が犯しやすい違反行為が要因の事例紹介を行う。 交通事故の危険性の疑似体験をさせる。
体験談紹介（自転車運転者）	15	自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上のリスクの説明を行う。
自転車ルールの徹底	20	交通ルールの遵守について説明する。
個人ワーク討議等	40	受講者が惹き起こしやすい事故場面についての危険予測学習を行う。 学習シートに基づく討議・検討をさせる。
再検査	10	交通ルールの理解度に関する小テストを再度行う。
総括	35	感想文を作成させる。
計	180	

別表第18（3関係）

特定任意講習

講習科目	講習時間（分）	講習方法
道路交通の現状と交通事故の実態	10	教本及び視聴覚教材を用いて講義を行う。
運転者の心構えと義務	10	
安全運転の知識	40	
運転適性、技能についての診断と指導	60	運転適性検査用紙を用いて行う。
計	120	

